

鹿児島県特別職報酬等審議会

第1回 説明資料



令和8年9月
鹿児島県総務部人事課

鹿児島県特別職報酬等審議会について

1 審議会設置の趣旨

知事及び副知事の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額を改定するため、当該関係条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとされている。（鹿児島県特別職報酬等審議会条例第2条）

2 今回の審議事項

(1) 諮問事項

知事及び副知事の給料の額、議会の議員の議員報酬の額の改定

(2) 意見聴取

- 知事及び副知事の期末手当及び退職手当の額の改定
- 議会の議員の期末手当の額の改定

3 審議スケジュール

第1回 令和8年9月9日

第2回 令和8年10月中旬

答 申 令和8年11月中旬

本県特別職の報酬等の額の改定状況

- 前回改定の平成23年を含む過去5回の特別職報酬等の額の改定状況は以下のとおり。
- 改定後の知事の給料を決定した上で、副知事の給料並びに議長、副議長及び議員の報酬は、改定前の知事の給料との較差率を用いて改定。

〔例〕副知事の場合：改定後の知事の給料×（改定前の副知事の給料／改定前の知事の給料）

〔単位：千円、
括弧内は改定率〕

報酬等審議会 の開催年		S63	H2	H4	H8	H23
報酬 等の 額	知事	1,040 (+15.6%)	1,100 (+5.8%)	1,190 (+8.2%)	1,310 (+10.1%)	1,240 (▲5.3%)
	副知事	830 (+15.3%)	870 (+4.8%)	940 (+8.1%)	1,030 (+9.6%)	970 (▲5.8%)
	議長	830 (+15.3%)	870 (+4.8%)	940 (+8.1%)	1,030 (+9.6%)	970 (▲5.8%)
	副議長	750 (+15.4%)	790 (+5.3%)	840 (+6.3%)	920 (+9.5%)	870 (▲5.4%)
	議員	670 (+15.5%)	700 (+4.5%)	750 (+7.1%)	820 (+9.3%)	780 (▲4.9%)
適用日		S63.10.1	H2.10.1	H4.10.1	H8.4.1	H23.8.1 (議長・副議長・ 議員はH24.4.1)

特別職の報酬等の額の改定に当たって考慮する事項

- 本県の特別職報酬等審議会では、国の通知を踏まえ、以下の事項を考慮して審議している。

- ①近年における消費者物価上昇率
- ②一般職の職員の給与改定の状況
- ③人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の給与

- 人口又は財政規模が本県と類似している団体は以下のとおり

〔人口類似団体〕

- ・本県の人口（1,559千人）を基準とし、
±10%以内の団体（3団体）

団体名	人口 (R7.1.1)	全国 順位	本県 との差
熊本県	1,716千人	23	+10%
鹿児島県	1,559千人	24	－
沖縄県	1,484千人	25	▲5%
滋賀県	1,405千人	26	▲10%

〔財政規模類似団体〕

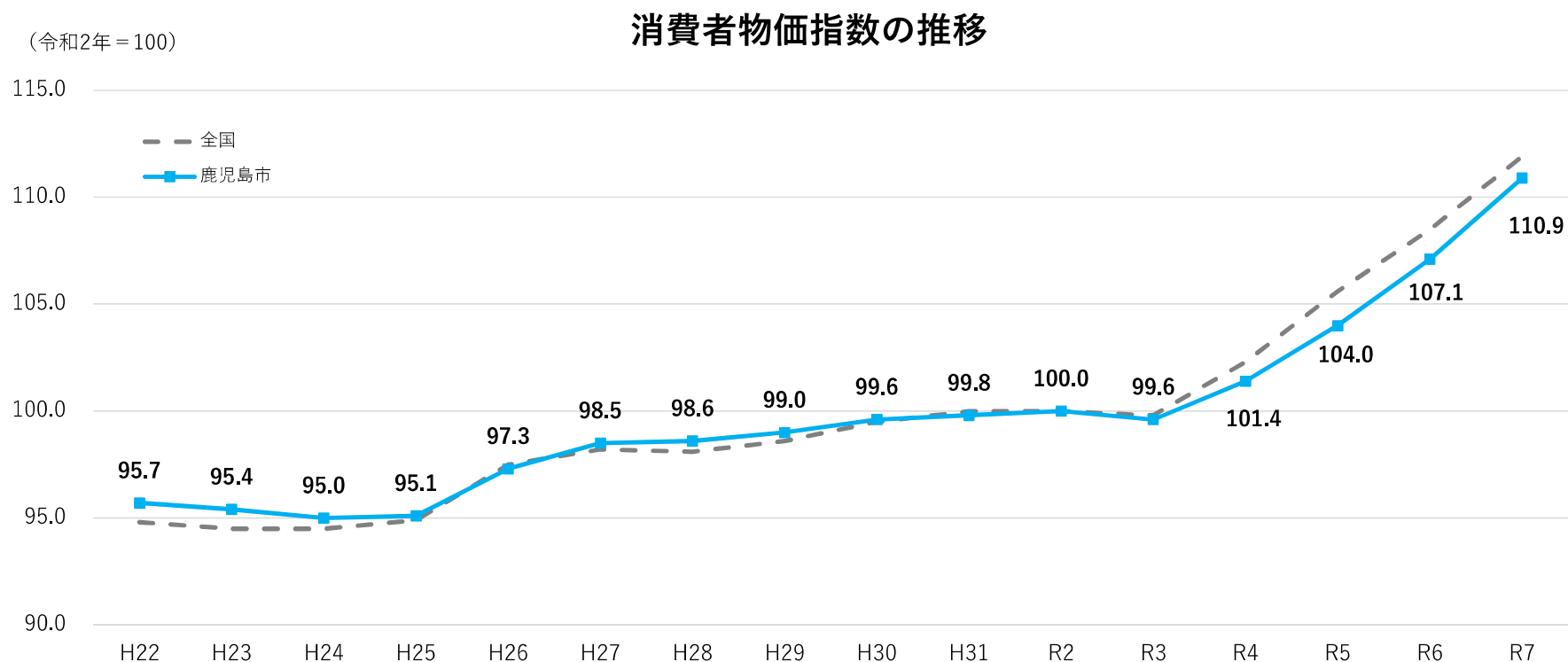
- ・財政力指数（注）が本県と同じDグループ（0.300以上
0.400未満）の団体（11団体）

団体名	財政力指数 (R4～R6平均)	全国 順位	団体名	財政力指数 (R4～R6平均)	全国 順位
大分県	0.39115	33	宮崎県	0.36028	39
沖縄県	0.38002	34	鹿児島県	0.35726	40
山形県	0.37417	35	長崎県	0.34583	41
岩手県	0.36343	36	徳島県	0.33554	42
青森県	0.36141	37	和歌山県	0.32913	43
佐賀県	0.36078	38	秋田県	0.32741	44

（注）地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で
除して得た数値の過去3年間の平均値

消費者物価指数の推移

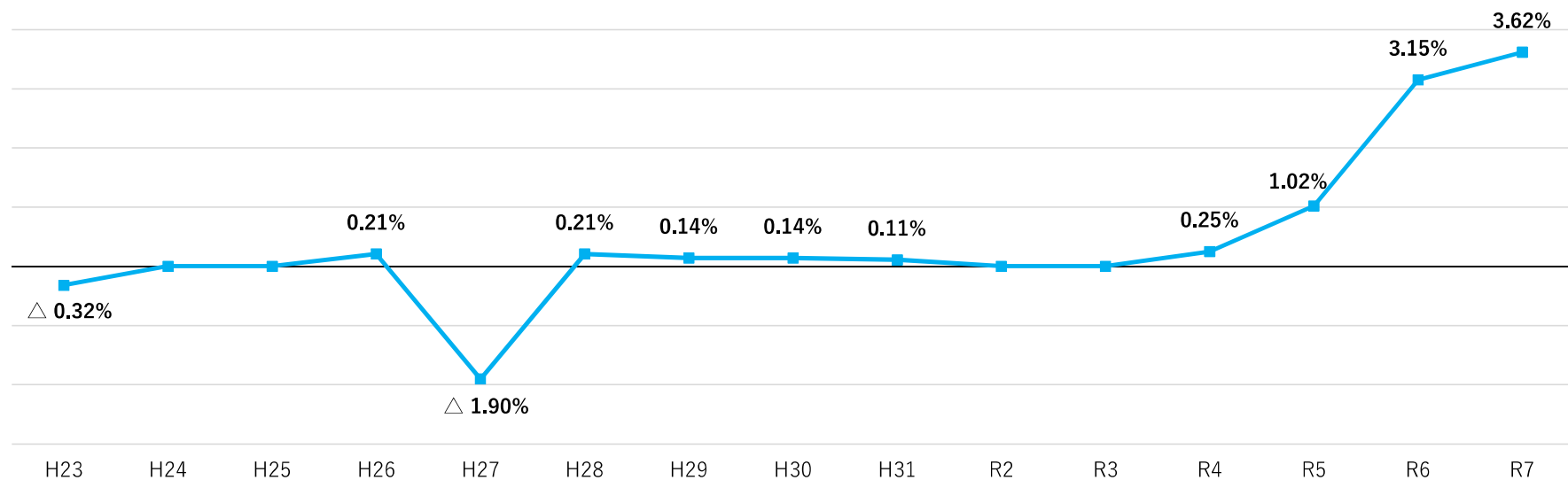
- 消費者物価指数は、令和3年までほぼ横ばいで推移してきたが、輸入物価や人件費の上昇等を背景に、令和4年以降、上昇基調にある。



一般職の給与改定率の推移

- 本県特別職の報酬等について前回改定した平成23年以降、一般職の給与については、令和3年まではマイナス又は微増の改定で推移し、令和4年以降は、民間企業における賃上げ等の状況を反映して、増額改定が続いている。

本県一般職員の給与改定率の推移（行政職）



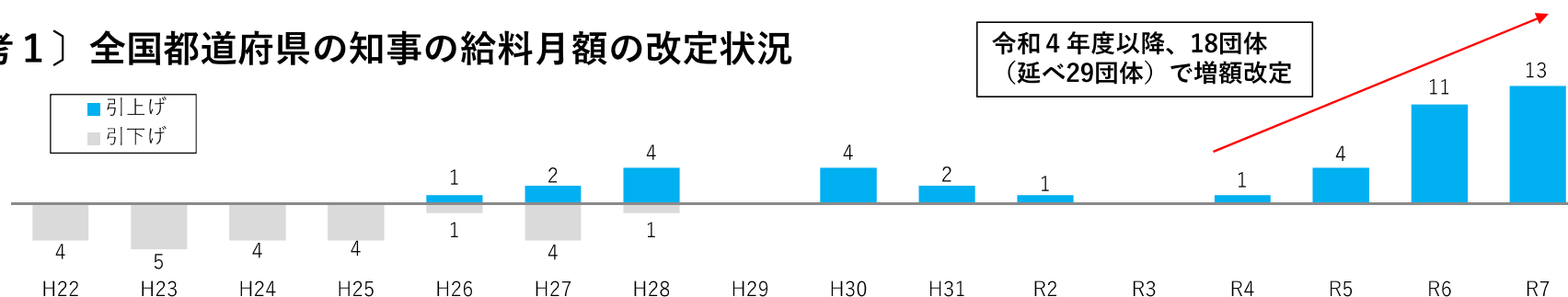
H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
△ 0.32%	改定なし	改定なし	0.21%	△ 1.90%	0.21%	0.14%	0.14%	0.11%	改定なし	改定なし	0.25%	1.02%	3.15%	3.62%

前回改定後の累積改定率： 6.95%

全国都道府県の知事の給料月額の改定状況

- 令和4年以降、社会経済情勢の変化に伴い、県内における消費者物価指数が上昇基調にあり、一般職の給与も増額改定が続いている中、人口又は財政規模が類似している他の都道府県を含め、特別職の報酬等の額の増額改定を行う団体が増加傾向にある。

〔参考1〕 全国都道府県の知事の給料月額の改定状況



〔参考2〕 令和4年度以降に知事の給料の増額改定を行った団体

審議会の開催年度	知事の給料の増額改定を行った団体	
R 4	1 団体	鳥取
R 5	4 団体	東京、新潟、鳥取、 <u>大分</u>
R 6	11団体	<u>岩手</u> 、宮城、東京、新潟、静岡、愛知、三重、 <u>滋賀</u> 、鳥取、島根、香川
R 7	13団体	北海道、 <u>岩手</u> 、 <u>秋田</u> 、 <u>山形</u> 、茨城、栃木、東京、新潟、愛知、三重、鳥取、島根、高知

(注) 下線は人口又は財政規模が類似している団体

本県知事の現行の給与の状況

- 現行の知事の任期4年間の給与総額は120,032千円（全国29位）であり、類似団体（※）である財政力指数が本県と同じDグループ（平均：118,766千円）と同程度の水準にある。

（※）類似団体として、人口が同規模の団体の中には、財政力指数が高い団体（滋賀県、熊本県）が含まれるため、給与水準については、より財政構造に近い団体との比較が可能となるよう、財政規模が類似の団体として、財政力指数が同一グループの団体と比較
- ただし、内訳として、
 - ① 給料の水準は、他団体より低い状況
 - ② 給料以外の手当のうち、期末手当は他団体より低いものの、退職手当は他団体より高い状況となっており、給与総額を構成する給料や手当の水準が均一でない状況。

〔参考1〕 本県知事の一任期当たりの給与総額（現行） ※括弧書きは全国順位

給料（月額）	期末手当（年額）	退職手当（任期満了）	任期4年間の給与総額【A】
1,240,000円（40位）	5,208,000円（45位）	39,679,999円（9位）	120,031,999円（29位）

〔参考2〕 財政力指数別にみた都道府県知事の一任期当たりの給与総額 （注）本県を除いた11団体の平均額

財政力指数のグループ			平均給与総額【B】	本県との差【B－A】
F	1.0以上	東京都	161,730千円	+ 41,698千円
B 1	0.7以上1.0未満	愛知県など5団体	136,081千円	+ 16,049千円
B 2	0.5以上0.7未満	静岡県など15団体	130,738千円	+ 10,706千円
C	0.4以上0.5未満	石川県など11団体	122,458千円	+ 2,426千円
D	0.3以上0.4未満	大分県など12団体	118,766千円（注）	▲1,266千円
E	0.3未満	鳥取県など3団体	118,367千円	▲1,665千円

【論点1】 本県知事の給料の額の改定について

- 本県と同じく財政力指数がDグループ（知事給料の団体平均：1,256,545円）と比較すると、本県知事の給料は約16千円下回っている。
- こうした状況を踏まえ、本県知事の給料について、改定の検討が必要ではないか。

〔参考〕 財政力指数別にみた都道府県知事の給料月額

（単位）千円

財政力指数	団体名	給料月額	順位
F	1.211	東京都	1,517 [2]
B1	0.878	愛知県	1,450 [3]
	0.863	神奈川県	1,450 [3]
	0.754	大阪府	1,520 [1]
	0.751	千葉県	1,390 [8]
	0.743	埼玉県	1,420 [6]
B2	0.683	静岡県	1,349 [13]
	0.636	福岡県	1,350 [12]
	0.636	茨城県	1,380 [10]
	0.622	兵庫県	1,340 [14]
	0.619	栃木県	1,370 [11]
	0.610	群馬県	1,310 [22]
	0.607	宮城県	1,340 [14]
	0.602	広島県	1,389 [9]
	0.581	京都府	1,413 [7]
	0.574	三重県	1,334 [17]
	0.549	滋賀県	1,320 [19]
	0.538	岐阜県	1,340 [14]
	0.529	岡山県	1,290 [30]
	0.527	長野県	1,292 [29]
	0.519	福島県	1,320 [19]

平均 1,446千円

平均 1,342千円

財政力指数	団体名	給料月額	順位
C	0.498	石川県	1,300 [25]
	0.468	新潟県	1,326 [18]
	0.466	富山県	1,300 [25]
	0.463	北海道	1,450 [3]
	0.459	香川県	1,310 [22]
	0.451	山口県	1,290 [30]
	0.448	愛媛県	1,320 [19]
	0.423	熊本県	1,240 [40]
	0.421	福井県	1,300 [25]
	0.416	奈良県	1,214 [46]
	0.403	山梨県	1,250 [38]

平均 1,300千円

財政力指数	団体名	給料月額	順位
D	0.391	大分県	1,243 [39]
	0.380	沖縄県	1,230 [45]
	0.374	山形県	1,289 [34]
	0.363	岩手県	1,290 [30]
	0.361	青森県	1,260 [35]
	0.361	佐賀県	1,260 [35]
	0.360	宮崎県	1,240 [40]
	0.357	鹿児島県	1,240 [40]
	0.346	長崎県	1,260 [35]
	0.336	徳島県	1,300 [25]
E	0.329	和歌山県	1,210 [47]
	0.327	秋田県	1,240 [40]
	0.282	鳥取県	1,237 [44]
	0.275	高知県	1,310 [22]
	0.275	島根県	1,290 [30]

平均（本県を除く） 1,257千円

Dグループ 平均との差額 約▲16千円

財政力指数が高い団体ほど知事の給料は高く、
財政力指数が低い団体ほど知事の給料は低い傾向

高

給料の水準

低

【論点2】 本県知事の期末手当及び退職手当の水準見直しについて

- 仮に給料を改定した場合、給料を算定基礎とする知事等の期末手当や退職手当も連動して改定されることに伴い、これらの手当を含む本県知事等の一任期当たりの給与総額は、財政規模が類似している団体の知事等に比して相対的に高い水準となることも想定される。
- また、現行において、
 - ① 本県知事等の期末手当については、算定上、給料月額に乘じる加算割合が類似団体に比して低い結果、手当額が他団体より低い状況
 - ② 本県知事等の退職手当については、算定上、給料月額に乘じる支給率が類似団体に比して高い結果、手当額が他団体より高い状況
- こうした状況を踏まえ、給料を改定する場合には、知事の一任期当たりの給与総額について類似団体と均衡が図られるよう、給料以外の期末手当や退職手当についても類似団体との均衡を考慮し、水準見直しの検討が必要ではないか。

〔参考〕 本県知事の期末手当及び退職手当の支給状況

	期末手当	退職手当
算定方法	給料月額× <u>役職加算</u> ×支給月数	退職時の給料月額× <u>支給率</u> ×在職月数
支給額	1,240,000円×1.2（ <u>20%加算</u> ）×3.5月＝5,208,000円	1,240,000円× <u>2/3</u> ×48月＝39,679,999円
他団体の状況	全国都道府県における知事等の期末手当の加算割合	
	加算割合	団体数（うち財政力指数Dグループ）
	45%	41団体（9団体）
	40%	1団体
	20%	5団体（3団体）
	知事の退職手当の支給率の推移 （本県を除く財政力指数Dグループの団体平均）	
	H23.4時点 65%	R8.4時点 55%